



愛知の治山

付 山地災害危険地マップ

2024

愛知県西三河農林水産事務所管内



○刈谷市役所

刈谷市

○安城市役所

安城市

●岡崎市役所

愛知県西三河農林水産事務所

岡崎市

(旧額田町)

高浜市

○高浜市役所

碧南市

○碧南市役所

●幸田町役所

幸田町

○西尾市役所

西尾市

(旧吉良町)

(旧幡豆町)

(旧一色町)



山地災害危険地区一覧表

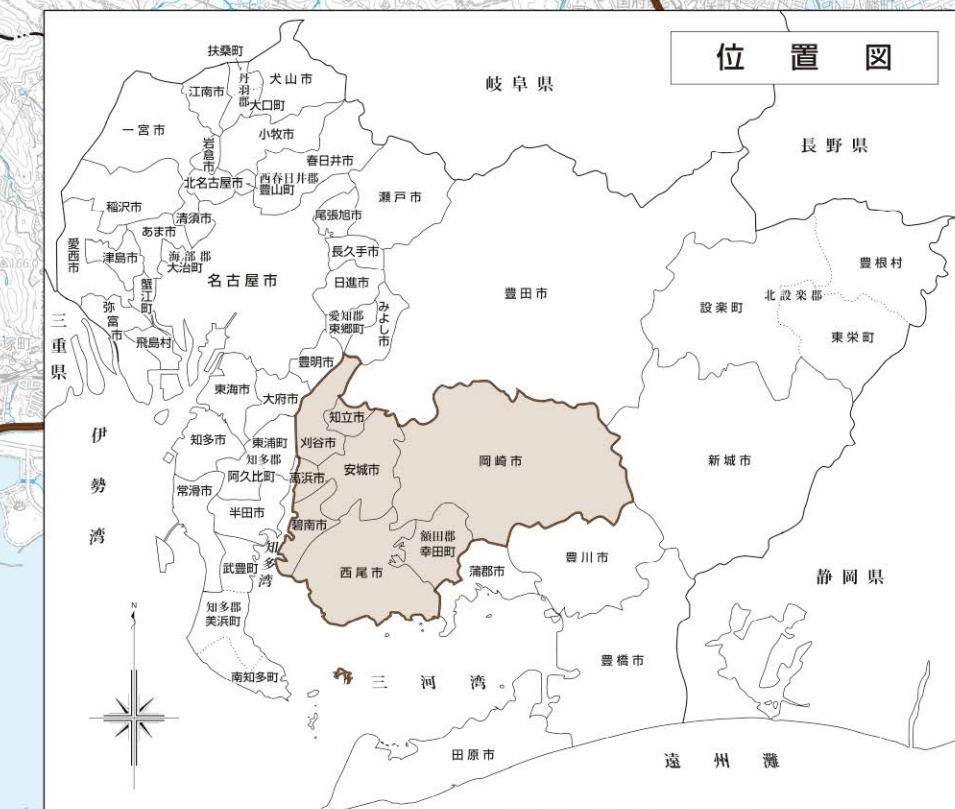
区分	単位:箇所			
	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
岡崎市	(2) 185	1	(1) 178	(3) 364
西尾市	44	-	59	103
幸田町	27	1	24	52
計	(2) 256	2	(1) 261	(3) 519

- (注) 1. 山腹崩壊危険地区とは、山腹崩壊により公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。
地すべり危険地区とは、地すべりにより公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。
崩壊土砂流出危険地区とは、山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。
2. これらの危険地区は、現在の技術水準の調査によって把握されたものです。この危険地区以外でも、災害が発生する可能性があります。
3. () は、国有林にかかる箇所数で外敷。

凡例

- 山腹崩壊危険地区
- 地すべり危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区
- 山腹崩壊危険地区(国有林)
- 崩壊土砂流出危険地区(国有林)
- 山地災害危険地区に近接した災害時要配慮者利用施設

(注) 災害時要配慮者利用施設は個別の法で定める児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生支援施設、知的障害者支援施設、医療提供施設、幼稚園、救護施設、百学校等及びその他実質的に災害時要配慮者が利用する施設。
このマップは概略の位置を示したものです。詳細は、担当課にお問い合わせください。



1 : 50,000